

盛岡広域振興局長告示第13号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和4年3月25日

盛岡広域振興局長 高橋 達也

1 訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372200949	合同会社なでしこ	ヘルパーステーションなでしこ	紫波郡矢巾町大字南矢幅第8地割111番地6	令和4年3月31日

2 通所介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372100537	社会福祉法人麗沢会	アネックスれいたくデイサービスセンター	滝沢市鶴飼細谷地26番地5	令和4年3月31日